

40歳未満の若者が 住宅を新築した場合

若者定住促進策として 分担金補助があります

現在、町が推進している町営浄化槽整備推進事業では、浄化槽の設置促進のため、さまざまな推進策を行っています。

環境衛生課から申請書類が届きますので、生年月日のわかる身分証明書（運転免許証など）、町営浄化槽設置分担金領収書、振込先口座のわかるものを持って、申請してください。

40歳未満の方で、住宅の新築を検討されている方は、ぜひ、この機会にご検討ください。
▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

Purified

今年度も「地方創生」政策の一環として、「若者定住に係る町営浄化槽設置分担金軽減事業」を行います。

40歳未満の方が住宅を新築し、町営浄化槽を設置された場合、設置分担金を負担いただきますが、その一部を補助金として交付し、分担金を軽減します。

補助金額は、5人槽、7人槽、10人槽のいずれの人槽であっても、一律65,500円で、設置者の負担を軽減し、若者の定住を促進するものです。
対象となる方には、役場



何でも聞いてください。

町営浄化槽のここがポイント!!

臭いや音が気になったら

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理しているため、使用開始直後は汚水の量が少ないことから、微生物が活発に働いておらず、臭いがすることがあります。
また、浄化槽の微生物に酸素を送るブローアの振動などにより、しばしば音が気になることがありますので、臭いや音が気になるときは、一度、役場環境衛生課までご相談ください。

地域おこし協力隊とは

町から委嘱を受け、都市部から町に移り住み、地域協力活動をとらして、地域の活性化を図る制度です。手塚さんは平成29年2月から地域おこし協力隊として、商工・観光で町を盛り上げるため、活動に励んでいます。

足を水につけた瞬間あまりの気持ちよさに大はしゃぎして子どものように潜ったり浮いたり、滝に打たれてカーカー騒いで楽しみました。水が綺麗で冷たくて、本当に気持ち良かったです♪

この地域では、浅里のキャンプ場はもちろん他のキャンプ場も予想以上に近いことを最近知り、驚きました。今年度、浅里のキャンプ場にバンガローが建設される予定ですが、建つ前のラストサマーキャンプも、来年のできたてバンガローもぜひ利用してみてくださいね！

f フェイスブックで町の魅力を紹介
町歩きで撮影した写真などを紹介しています。もっと町の魅力や名産品をPRしていけたらと思っていますので、町のおすすめの景色、食べ物、面白い人、紹介させてもらえるお店など、どんどん教えてください♪ ページのフォローをお願いします！



紀宝町地域おこし協力隊 facebook



地域おこし協力隊 活動日誌

手塚花のつぶやき vol. 5

いつの間にか真っ黒になってしまったのはなぜ。こちらの日差しは強いんですね。

さて、最近三重県観光連盟の方とお話をしたり、メディアの方とお話をしたり、紀宝町PRにつながるイベントができたかなと思いをめぐらせ動きだしたところです。

しかし、企画書を書いたり復命書を書いたり慣れない事務作業に、かなりの時間を費やしています。(汗)

7月上旬のある日、飛雪の滝で水遊びをしました。



滝つぼで水遊び

Police 紀宝警察署 からのお知らせ

警察官、警察事務官の採用募集！

あなたも、共に助け合い、三重のまちと、人を守る警察官を目指しませんか。

受験案内・申込書は、紀宝警察署、交番、駐在所で配付しています。



【受付期間】 7月20日(木)～8月25日(金)
※警察官と警察事務官の併願可能
▶詳しくは、警察本部警務課採用係(☎059-222-0110)または、紀宝警察署警務係(☎33-0110)、三重県ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/>)まで。

Resources ごみは資源 のコーナー

スプレー缶、飲料缶の出し方

スプレー缶は使い切って穴を開けてから出してください。ガスの中身が残っていると、事故の原因になります。

また、ビールやジュースが入っていた飲料缶は水で中身をきれいに洗ってから、毎月、第2・第4木曜日の「資源金物」の日に出してください。

お願い♪
缶詰も同様に、水で中身をきれいに洗ってから「資源金物」の日に出すようにしてください。



— 役場環境衛生課 (☎33-0338) —

Pet シリーズ ペットと暮らす その2 ～いつまでもいっしょに～ 今月のテーマ 「鑑札」は犬の迷子札



右が鑑札、左が注射済証

犬を飼いだめたら、「狂犬病予防法」という法律に基づき、生涯に1回の犬登録と、年1回の狂犬病予防注射が必要です。登録した証の「鑑札」と予防注射をした証の「注射済証」は首輪などにつけることが義務付けられています。
ときどき家から逃げ出した犬が、保護されることがあります。このとき「鑑札」がなければ、飼養管理期間を過ぎてしまうと、一部を除き、致死処分となってしまいます。
しかし、「鑑札」がついていれば、その番号から飼い主がわかり、犬は自分の家へ帰ることができます。「鑑札」は迷子札としての役割も果たしているため、必ずつけるようにしましょう。
犬が迷子になってしまった場合、まず熊野保健所や警察署、役場環境衛生課に問い合わせるから、近所をよく探しましょう。
また、迷子犬を見つけた場合も、熊野保健所や警察署、役場環境衛生課までご連絡ください。
▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-0338)までお問い合わせください。